

# 資料編

## 1 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン (子ども・子育て支援事業計画/こども計画) 策定の経過

開催日	検討内容
令和5年11月15日	第35回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査のアンケート項目について
令和5年12月1日 ～22日	ニーズ調査を実施 調査地域：奈良市全域 調査対象： 0～5歳児の保護者 各1,000人 小学生（2年生・5年生）の保護者 2,057人 } 回収率：52.6%
令和6年3月25日	第36回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果報告及び策定スケジュールについて
令和6年7月2日	第37回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）の骨子について
令和6年11月12日	第38回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）の素案について
令和6年12月10日 ～令和7年1月9日	第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）のパブリックコメント実施
令和7年2月17日	第39回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）の策定について

## 2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	伊藤 嘉余子	大阪公立大学 現代システム科学域 教授	
2	大方 美香	大阪総合保育大学 学長	会長
3	岡澤 哲子	帝塚山大学 名誉教授	
4	岡田 和大	奈良市PTA連合会 相談役	
5	梶木 典子	神戸女子大学 家政学部 教授 IPA子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部 代表	
6	國原 智恵	奈良市保育会 会長	
7	栗本 恭子	株式会社Women's Future Center 代表取締役	
8	栞原 愛子	公募委員	
9	櫻井 一字	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
10	重松 敬一	奈良教育大学 名誉教授	臨時委員
11	島 勝紅	一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会 理事 リハビリ訪問看護ステーション ルピナス 看護部	
12	田中 章友	公募委員	
13	谷口 偉	奈良市私立幼稚園協会 会長	臨時委員
14	辻中 佳奈子	辻中法律事務所 弁護士	
15	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
16	山下 裕美	社会福祉法人大阪水上隣保館 地域子育て支援部門長	

令和7年3月31日 現在

## 3 ニーズ調査・パブリックコメント

### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定や本市の子ども・子育て支援施策に関する基礎資料を得るため、「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。(参照：第2章 2 アンケートからみる奈良市の現状)

### (2) パブリックコメントの実施

計画素案を市のホームページで広報したほか、市役所、各出張所・行政センターでの配布、関係機関への周知を行い、素案に対するご意見を募集しました。

#### ①募集期間

令和6年12月10日から令和7年1月9日まで

#### ②募集結果

市民等のみなさんから13通、20件のご意見をいただきました。

(logoフォーム：10通、メール：3通、FAX・持参・郵送：0通)

## 4 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

(平成26年12月25日条例第51号)

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人をつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取り組みを行いました。

その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- (2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもにやさしいまち 子どもを尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると認められる者をいう。
- (3) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(第2号に規定する子どもを除く。)又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (5) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

## 第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

2 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

## 第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うこと。
- (2) 子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じること。
- (3) 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。
- (2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。

(3) 地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。

(1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。

(2) 子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつくること。

(3) 虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

(1) 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。

(2) 地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力すること。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子ども会議)

第12条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(困難を有する子どもとその家庭に対する支援)

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。



(子どもの居場所・遊び場づくり)

第 17 条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

第 18 条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

#### 第 5 章 施策の推進

(計画及び検証)

第 19 条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号）第 1 条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

(体制整備)

第 20 条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第 21 条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 5 奈良市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 3 月 28 日条例第 12 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。次条において「認定こども園法」という。)第 25 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第 3 号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

附 則 (令和5年6月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 6 用語解説

### 【あ行】

#### アウトリーチ

特定のサービスや支援を必要としている人々に対して、積極的にアプローチする活動のこと。たとえば、医療、福祉、教育などの分野で、支援が必要な人々に手を差し伸べ、彼らが利用できるリソースやサービスを提供する活動を指す。

#### 医療的ケア

障害や病気のために日常的に医療行為を必要とする人々に対するケアのこと。具体的には、人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養などの医療処置が含まれ、特に医療的支援が必要な子どもや高齢者に行われる。

### 【か行】

#### 企業主導型保育事業所

企業等が主に従業員のために保育施設を設置する場合に、一定の基準を満たすと内閣府から施設整備費や運営費の助成を受けて運営されている認可外保育施設。自社等の従業員が利用できる「従業員枠」と、保育を必要とする地域の住民等が利用できる「地域枠」がある。

#### 教育・保育提供区域

各市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、教育・保育の施設整備を行うために定める設定区域。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域毎に、計画期間中の各年度の量の見込みと確保方策を設定する。

#### 子育て安心プラン実施計画

待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、M字カーブを解消するため平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

#### 子育ておうえん隊

子育ておうえん隊（子育て支援アドバイザー）は、乳幼児とその保護者が集まる広場や子育てサークル等に出向き、運営のお手伝いをしたり楽しい遊びを伝えたりすることなどによって、育児の負担感を軽減できるように支援活動を行う。

## こども家庭センター

令和4年(2022年)の改正児童福祉法等にて、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の両機能を維持し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関として、市町村に設置が努力義務化された。

## 子ども家庭総合支援拠点

市区町村が整備に努めなければならないと規定された拠点。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握・情報提供・専門的な相談対応・統合調整を行い、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携した支援を実施し、地域のリソースや必要なサービスを有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う。

## こども計画

こども基本法に基づいて、各都道府県および市町村に作成することに努めることとされている計画。全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目的に「子ども施策に関する重要事項」と「子ども施策に関する基本的な方針」等について記載される。

## 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に設置された審議会。子どもの保護者、地方公共団体、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣に任命された25名以内の委員で組織される。奈良市においても、子ども・子育て支援施策について審議するため、平成25年4月に奈良市子ども・子育て会議を設置。

## 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づいて、各都道府県および市町村に作成が義務付けられている5年を一期とする計画。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施について記載される。

## こども未来戦略「加速化プラン」

子ども・子育て施策の抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するために、令和5年12月に政府が閣議決定した戦略。以下の3つを基本理念として掲げている。

- ・若者・子育て世代の所得を増やす
- ・社会全体の構造や意識を変える
- ・すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

令和6年度からの3年間で集中的に実施する施策を加速化プランとして公表している。

## 【さ行】

### 里親制度

児童福祉法に基づき、親の病気や経済苦など、様々な事情により家庭で生活することのできない子どもを自らの家庭に迎え入れ、あたたかい愛情のもとで養育する公的な制度のこと。

### 自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のこと。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がる。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもある。

### 住民基本台帳

住民基本台帳法により各市町村に作成が義務づけられる公簿。その市町村に住所を有する個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し作成される。氏名、生年月日、性別、住所などが記載され、その市町村の住民に関する事務処理の基礎となるもの。

### 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等、放課後児童対策の取組を推進する対策。

### スクールカウンセラー

学校で子どもの心の健康や心理的な問題を支援する専門職。子どもだけでなく、保護者や教師とも連携して、カウンセリングや相談業務を行う。



## スクールソーシャルワーカー

学校内で、社会福祉的な観点から子どもの問題を解決するために支援を行う職業。家庭環境や社会的な背景による問題をサポートし、子どもが安心して学べる環境を整える。

## 【た行】

### 男女共同参画

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分ち合うことを目指す取組や考え方。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われている。

### 特定教育・保育施設

市町村の確認を受け、子ども・子育て支援新制度による「施設型給付」の対象となる保育所、認定こども園、幼稚園。

### 特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業で、子ども・子育て支援新制度による「地域型保育給付」の対象となる事業。小規模保育（認可定員6人以上19人以下）、家庭的保育（認可定員5人以下）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で実施）、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供）に分けられる。

## 【な行】

### 奈良市幼保再編計画

「奈良市幼保再編基本計画」、「奈良市幼保再編実施計画」、「市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方」に基づき、現在の幼児教育・保育環境を分析し、今後の市立幼稚園・保育所・認定こども園の在り方についての方針を示したもの。

## 【は行】

### 放課後児童対策パッケージ

放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、令和5年12月にとりまとめたもの。

## 【や行】

### ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話をしている18歳未満の子どものこと。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれるが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがある。

## 養育費

離婚や別居した親が子どもを養育するために負担する金銭的な支援を指す。養育費は、子どもの教育費や生活費に使われ、親の経済的な負担を分担するための重要な制度である。

## 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、地方公共団体が設置することができる協議会の一般的な名称。対象児童は、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。奈良市では平成20年12月に奈良市被虐待児童対策地域協議会を設置。令和2年4月に国の指針に基づき、奈良市要保護児童対策地域協議会に改称。

## 【ら行】

### ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。

## 療育

発達障害や障害を持つ子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれる。

## 量の見込み

子ども・子育て支援事業計画の作成に際して、各地域の人口構造や教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況、保護者に対する調査（ニーズ調査）等を行い、これらに基づいて算出した教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の必要量の推計値。なお、量の見込みに対する具体的な供給量の目標設定のことを“確保方策”という。

## ロールモデル

成功や尊敬を集める人、またはその行動が、他者にとって模範となる存在を指す。特に若い世代や未経験者に対して、自分も同じように成功できると感じさせるような存在。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活の調和を意味し、仕事に追われすぎることなく、家族や趣味、自分自身の時間を充実させることを目指す。これにより、ストレスの軽減や全体的な生活の質の向上が期待される。

## 【アルファベット行】

### ICT

情報通信技術：Information and Communication Technologyのことで、インターネットやデジタル技術を活用した情報交換や処理を指す。教育やビジネス、医療など、多くの分野でICTを活用したサービスが発展している。

### SNS

インターネット上での人々の交流や情報共有を行うサービスのことです。例として、XやInstagramなどがあり、個人間のコミュニケーションや情報発信の手段として広く利用されています。

### NPO

非営利組織の略で、営利を目的とせず、社会的な問題解決や地域貢献を目的に活動する団体。募金や寄付、助成金で運営され、教育、福祉、環境保護など、さまざまな分野で活動している。